

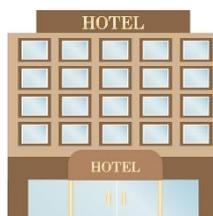
重大な消防法令違反の建物を ホームページで公表します。 < 違反対象物公表制度 >

違反対象物公表制度とは

建物を利用する方が、自ら利用する建物の火災危険性に関する情報入手し、その建物の利用について判断できるよう、消防が立入検査の際に確認した重大な消防法令違反をホームページで公表する制度です。

公表の対象となる建物

飲食店・物品販売店・ホテル・社会福祉施設等の不特定多数の方が出入りする建物です。



公表の対象となる違反

消防法令で義務付けられている「屋内消火栓設備」「スプリンクラー設備」「自動火災報知設備」が設置されていない又は、設置されている場合においてその主たる機能が喪失している場合です。



公表の時期

消防が立入検査で違反を確認し、建物関係者に違反を通知した日から14日を経過してもなおその違反が認められる場合に公表します。また、公表は違反が是正されるまでの間継続します。

公表の方法

安房郡市広域市町村圏事務組合（安房郡市消防本部）のホームページへ掲載します。

公表の内容

- ① 建物の名称
- ② 建物の所在地
- ③ 違反の内容 等です。



違反対象物公表制度については、下記にお問い合わせ又はホームページでご確認ください。

安房郡市消防本部

検索

■ 安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部

予防課
館山消防署
鴨川消防署

☎0470-22-2235

☎0470-22-2904

☎04-7093-2131